

防防参（事）第182号
令和5年5月24日
一部改正 防防参（事）第217号
令和5年6月28日

大臣官房長
防衛政策局長 殿
各幕僚長

事務次官
（公印省略）

能力構築支援に関する有識者会議開催要項について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

能力構築支援に関する有識者会議開催要綱

(趣旨)

第1 能力構築支援に関し、国際的な安全保障環境を踏まえた戦略的な事業の企画、客観的な事業評価及び効率的な事業の実施等について討議し、もって効果的な事業の企画及び実施に資するため、能力構築支援に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(討議事項)

第2 会議は、能力構築支援に関し、国際的な安全保障環境を踏まえた戦略的な事業の企画、客観的な事業評価及び効率的な事業の実施その他の課題について討議を行う。

(構成)

第3 会議の委員は、国際的な安全保障情勢又は安全保障政策について専門的知識を有する部外の学識経験者、政府における実務経験者等のうちから、防衛政策局長が委嘱する。

2 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

3 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(運営)

第4 座長は防衛政策局長の要請により、会議を招集する。

2 座長は必要に応じて、関係部局に対し、関係者の出席を求めることができる。

3 座長は、必要に応じ会議の討議を整理し、防衛政策局長に報告する。

(秘密を守る義務)

第5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公開等)

第6 会議は、非公開とする。ただし、会議の議事概要については、原則として公表するものとする。

(庶務)

第7 会議の庶務は、防衛政策局インド太平洋地域参事官において処理する。

(委任規定)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の議事の手続その他必要な事項は座長が、この要綱の実施に関し必要となる細部事項は防衛政策局長がそれぞれ定める。